

日本私立学校振興・共済事業団
の助成業務に関する令和元年度計画

令和2年2月5日
日本私立学校振興・共済事業団

日本私立学校振興・共済事業団の助成業務に関する令和元年度計画

日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）第26条の規定により、平成30年3月30日付け29文科政第97号で認可を受けた日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の助成業務に関する中期計画に基づき、令和元年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 据助事業

- (1) 各私立大学等に対する補助金の交付については、関係法令及び交付要綱等を遵守し、必要に応じて取扱要領、配分基準を改正し、適正な配分を行う。
- (2) 補助金の適切な配分を行うため、以下の取組を行う。
- ① 一般補助において、定員未充足に対する調整係数による減額の強化、教育の質に係る客観的指標を本格的に導入するとともに、特別補助における交付要件・対象、選定方法の見直しを行う。
 - ② 入学定員のより厳格な管理及び学生確保に向けたより一層の努力を促すため、配分方法の見直しを行う。
 - ③ 補助金の効果的・効率的な交付に資するため、文部科学省と連携して「私学助成を通じた私立大学の特色ある取組に関する調査研究」など、補助事業の効果検証のための取組を行う。
- (3) 補助金の申請段階のミスの防止を図るとともに、適正な使用を徹底するため、以下の取組を行う。
- ① 補助金説明会について、参加者の習熟度やニーズ等に応じて、コース別の説明会として、実践編を9回以上・基礎編を8回以上実施する。その際、会計検査院実地検査における指摘例をもとに、申請ミスの発生要因を分析し再発防止に向けた説明内容を充実する。
 - ② 補助金説明会の理解度等のアンケートを実施し、理解度を90%以上とする。また、アンケート結果を踏まえて説明会の内容の充実を図る。
 - ③ 各私立大学等の実地調査を行い、補助金の適正な執行の確認を行うとともに申請事務等の指導・助言を行う。
 - ④ 配分方法の変更点や申請上注意すべき点等について、注意を喚起するために、電子窓口、私学関係団体の研修会及び広報誌などにより各私立大学等に周知する。

2 貸付事業

- (1) 学校法人等の資金需要及びニーズを踏まえた適正かつ有効な貸付を実施するため、以下の取組を行う。
- ① 学校法人等に、施設設備計画及び借入希望額のアンケート調査等を行うことにより、今後の借入ニーズを適切に把握し、貸付財源を安定的に確保する。
 - ② 現行の融資制度や利便性などについて満足度調査を行い、ニーズに応じた利便性の向上を図るなど、必要に応じ融資制度の見直しを行うことにより、「満足した」の割合を、融資制度 89% 以上、利便性 70% 以上とする。
 - ③ 平成 28 年熊本地震により被災した私立学校施設の円滑かつ迅速な復旧のため、引き続き通常より有利な貸付条件で災害復旧費、教育環境整備費の貸付を行う。
- (2) 少子化を背景として学生等総数の減少が見込まれるなど、学校法人等における経営環境が一層厳しくなることが予想されるなか、貸付事業の安定的な運営を図るため、以下の取組を行う。
- ① 与信審査の向上のため、必要に応じて現地訪問を実施する。与信審査においては、諸データを活用し、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性並びに担保物件及び保証人の妥当性の検証を行う。その際、必要に応じて、専門家の意見を参考とする。
 - ② 滞納を抑止するため、貸付先学校法人等の信用格付によるモニタリングを行い、早期に経営状況等の変化を把握するとともに、法人への訪問やヒアリングなどの対応を行う。
 - ③ 返済期日に入金のない貸付先学校法人等には、電話、メール、文書、面談、実地調査などによる督促を迅速に行い、早期の滞納解消・回収を図ることにより、9 月償還分において新たに元金の滞納が発生した学校法人等のうち年度内に回収できた法人の割合を 95% 以上とする。
また、学校法人等の自主性・自律性の観点から、経営状況が悪化している学校法人等に対しては、私学経営情報センターと連携し、法人の財務情報等の提供を受けるとともに、法人に対して経営相談等により、自ら改善等を行うよう促すなど、貸付債権の確実な回収を図る。
 - ④ 長期滞納法人等へ適宜適切な対応を行い、債権の回収及び保全に努め、令和元年度末の総貸付残高に対するリスク管理債権の割合を 2.1% 以下に抑制する。

3 経営支援・情報提供事業

- (1) 私立学校の教育改革及び経営改善に向けた支援として、以下の取組を行う。

- ① 助成業務の各事業が連携して経営支援・情報提供等ができる仕組みを構築するため、私立学校に対して一元管理される補助事業・貸付事業等の情報の提供方法を検討し、決定する。

② 文部科学省と連携し、教育研究の質の向上に資する取組への支援、経営の安定化等に向け、各種情報の収集・分析の充実を図るとともに、「補助事業」「貸付事業」とも連携しつつ経営相談等を強化するため、以下の取組を行う。

ア 経営相談の内容や質を向上させるためアンケートを実施する。また、前年度の集計結果を検証し、経営相談の充実を図る。

イ 学校法人の経営状態について、経営判断指標や、助成業務が有する情報をもとに、詳細なモニタリングを行う。

ウ 経営相談、講師派遣、電話等様々な手段を活用して、質問への回答、事例の紹介、経営改善方策の提案等を積極的に行う。なお、その際には、私学経営に関する専門知識を持った弁護士・公認会計士等の人材を登録・管理し、学校法人の要望に応じて「専門家人材バンク」を効果的に活用する。

エ 附属病院経営に関する相談に対応するため、実務経験者から蓄積したノウハウを活用し、附属病院の実態を把握するためのアンケートの実施、その集計・分析と情報提供を行い、相談体制を充実する。

オ 文部科学省と連携して経営困難な学校法人に対して、積極的に経営相談を実施する。経営相談にあたっては、経営判断指標等で判定した経営状態に応じて分類し、重要度と緊急度を考慮して、問い合わせや相談等の回数を増やすなど対応を強化する。

カ 教育改革に向けた支援として事例の紹介、FD・SD支援を実施する。

(2) 私立学校が自ら検証・改善等を図れるよう、私立学校のニーズを適切に把握し、それを踏まえた項目の追加・見直し等を反映した各種情報を提供するため以下の取組を行う。また、その情報を経営相談等においても活用する。

① 私立学校の教育及び経営に関する情報を収集する。特に教学改革等の事例については「大学ポートレート(私学版)」から情報を収集する。

② 「私学情報提供システム」の利用方法やデータ分析などの活用に関する案内を広報誌等で行い、利用促進を図る。

③ 大学、短期大学のリーダーを対象とするリーダーズセミナーを2回実施する。理事長・学長を主な対象としたセミナーについては、募集定員を80名以上とする。

④ 学校法人の将来を担う若手職員を対象に、経営人材の育成を目的としたスタッフセミナーを2回実施する。

⑤ 学校法人の経営改善に資するため、必要に応じて以下の刊行物等の項目の見直し等を行い、情報提供を行う。

- ・今日の私学財政
- ・私立大学・短期大学等入学志願動向
- ・私立高等学校入学志願動向

- ⑥ 私立学校における教育及び経営に関する好事例や特色ある取組について情報を収集し、10件以上提供する。
- ⑦ 学校法人の経営改善方策に関するアンケート（私立高等学校を設置する学校法人を対象）を実施し、結果を公表する。
- ⑧ 学校法人が自らの経営状態を早期認識し、課題改善を行うため、自己診断チェックリスト、経営判断指標及び利用ガイドの活用方法をホームページ等に掲載するとともに、セミナー等において説明する。

4 寄付金事業

- (1) 学校法人等の多元的な財政基盤の確立に向けた支援として、以下の取組を行う。
 - ① 寄付金募集活動の実態や寄付金制度等を周知するとともに、寄付金募集に係る知識や意欲の向上等を図るため、以下の取組を年間12件以上行う。
 - ア 私学団体や都道府県等が行う私立学校向けの研修会等に職員を派遣する。
 - イ 学校法人等が行う寄付金募集に係る職員研修会等に職員を派遣する。
 - ウ 周年記念事業等で寄付金募金活動を行った学校法人等を対象に新たな寄付金募集活動を促進させるための支援を行う。
 - ② 社会一般から学校法人等に対する寄付の促進を図り、寄付文化の醸成に資するため、学校法人等への寄付に係る各種税制優遇制度等や寄付金ポータルサイト（学校法人等の寄付金募集情報を集約したWebサイト）の周知を目的として、経済団体等への訪問等を年間21件以上行う。
- (2) 「若手・女性研究者奨励金事業」の財源となる寄付金（募金目標額2,500万円）を確保するため、制度に対する幅広い社会一般からの理解を得ることを目的として以下の取組を行う。
 - ① 「若手・女性研究者奨励金事業」に対して寄付金による支援を求めるため、企業等への訪問活動を行う。
 - ② 「若手・女性研究者奨励金事業」への寄付金獲得の促進を図る観点から、制度周知のための企業等向けの募金趣意書や事業紹介リーフレットを作成する。
 - ③ 「若手・女性研究者奨励金事業」に対する寄付者からの寄付金による恒常的な支援を受けることを目的として、寄付者や本奨励金の選考委員会等からの意見を踏まえ、適切な見直しを行う。

5 学術研究振興基金・資金事業

私立大学等における特色ある学術研究の充実を図るため、以下の取組を行う。

- ① 学術研究振興資金を 80 百万円以上交付する。
- ② 長期にわたり安定的に資金交付を行うことを目的として、長期的視点に基づき「学術研究振興基金」の効率的な運用に取り組む。また、運用を開始した資産については、学術研究振興基金運用検討委員会において、金融商品の特徴に応じたリスク評価を行い、運用を継続することの適正性について検証等を行う。

2. 業務運営の効率化に関する事項

1 効率的な業務運営体制の確立

私学振興に係る業務を総合的かつ効率的に実施できるよう、組織や人員配置の見直しを適切に行う。

2 経費等の見直し・効率化

経費等の見直し・効率化を図るため、以下の取組を行う。

- (1) 予算の執行状況を定期的に精査し、効率的な執行に努める。
- (2) 経費の見直し、効率化を進めることにより一般管理費については 171 百万円以下とする。
- (3) 刊行物の販売収入等自己収入を 8 百万円以上確保する。

3 契約の適正化

契約の適正化について、以下の取組を行う。

- (1) 真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとする。
- (2) 一者応札が発生した場合、改善に向けた原因の分析又は取組を行う。
- (3) 契約状況について、毎月、監事による監査を受けるとともに、その契約状況について、ホームページに公表する。

3. 財務内容の改善に関する事項

1 収益の確保、予算の効率的な執行、適切な財務内容の実現

- (1) 収支計画を作成し、当該収支計画に沿った適切な運営に努める。

- (2) 事業団の健全な財政運営を維持するため、貸付規模を確保するための取組を行うなど、収益の確保・増に努める。
また、耐震化促進のための低利融資事業の影響による当期純損失を解消するため、利息収支差を始めとした収支状況を把握分析し検証を行う。

2 貢献度の適正化

- (1) 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析を実施し、その結果を経費配分や業務運営の効率化に反映させる。決算情報・セグメント情報の公表内容の充実を図る観点から、平成30事業年度決算内容のダイジェスト版及び財務状況の経年推移を作成し公表する。

- (2) 財務状態の健全性を確保するため、債権の適切な回収を図ることなどにより収支状況の改善に努める。特に、信用リスクに備えるため、適正な貸倒引当金の設定を行う。

3 人件費の適正化

給与水準については、国家公務員等の給与水準も十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、給与水準の適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表する。

4 予算、収支計画及び資金計画

- ① 予算
別紙1のとおり

- ② 収支計画
別紙2のとおり

- ③ 資金計画
別紙3のとおり

5 短期借入金の限度額

短期借入予定なし

4. その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制に関する事項

理事長のリーダーシップの下、法令等を遵守しつつ業務を行い、事業団の公共的使命及び中期目標等の達成を効率的に果たすため、以下の取組を行うとともに、必要に応じ、内部統制の充実・強化を図る。

(1) 法人のミッションの周知徹底

中期目標・中期計画を踏まえた事業団としてのミッションを効率的に果たすため、理事会、運営審議会、執行役員会議等における審議内容について、全職員に対して周知徹底を図る。

(2) 内部監査の充実・強化

内部監査及び監事監査は監査計画を策定し、その計画に沿った監査を実施する。実施にあたっては、重点項目を定めて業務運営の実状を調査のうえ、業務の効果的かつ効率的執行及び会計経理の適正を図るために必要な助言等を行い、助言を行った事項については、その措置状況を検証する。

(3) リスク管理

業務の円滑な運営及び損失の最小化を図るため、各部署へのヒアリングを実施し、リスク因子の把握や発生原因の分析を行う。その結果をもとに、リスク管理委員会においてリスクの評価、当該リスクへの対応策の取りまとめ、対応策の推進状況の点検について検討・審議し、リスクの顕在化防止及び危機対応等を行う。

2 情報セキュリティに関する事項

政府機関統一基準に沿って見直した事業団情報セキュリティ・ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を推進することに加え、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査において特定される課題を解決することとし、以下の取組を行う。

(1) 全職員を対象とした研修を実施する。

(2) 情報セキュリティ監査計画を策定し、その計画に沿って、情報セキュリティ内部監査を実施する。

3 事業に関する情報開示

- (1) 私立大学等経常費補助金、受配者指定寄付金及び学術研究振興資金の交付先等の事業に関する情報については、ホームページ等を活用した積極的な情報開示を行うことにより、開示件数を100件以上とする。
- (2) 公表すべき資料については速やかに開示するとともに、原則として開示と同時にホームページに掲載する。

4 施設・設備に関する事項

事業団における老朽化した施設・設備について、必要な改修を実施する。

令和元年度施設・整備計画 日本私立学校振興・共済事業団（助成勘定） (単位:百万円)		
施設・整備の内容	金額	備考
事務所設備更新	3	—

5 人事に関する事項

業務に必要な専門知識の向上を図るため、役職等に応じた研修を実施するなど、職員の研修の推進を図る。

6 研修等助成に関する事項

前年度決算において利益が生じた場合には、これを財源として助成金の交付及び厚生年金勘定への繰入を行う。

7 中期目標期間を超える債務負担

なし

別紙1

予 算
令和元年度予算
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	勘定共通	合計
収入の部							
政府出資金	—	—	—	—	—	—	—
借入金	—	60,200	—	—	—	—	60,200
うち教育環境充実資金に係る借入金	—	900	—	—	—	—	900
貸付回収金	—	56,037	—	—	—	—	56,037
うち教育環境充実資金に係る貸付回収金	—	345	—	—	—	—	345
貸付金利息	—	6,318	—	—	—	—	6,318
預金利息	—	0	—	—	—	—	0
国庫補助金	317,937	—	—	—	—	5	317,942
受入寄付金	—	—	—	22,025	—	—	22,025
受入基金	—	—	—	—	1	—	1
基金受取利息	—	—	—	—	6	—	6
雑収入	—	—	—	—	—	8	8
計	317,937	122,555	—	22,025	7	13	462,538
支出の部							
貸付金	—	62,700	—	—	—	—	62,700
うち教育環境充実資金に係る貸付金	—	900	—	—	—	—	900
借入金償還（注1）	—	45,594	—	—	—	—	45,594
うち教育環境充実資金に係る借入金償還	—	335	—	—	—	—	335
借入金利息（注1）	—	4,068	—	—	—	—	4,068
私学振興債券償還	—	8,000	—	—	—	—	8,000
債券利息	—	231	—	—	—	—	231
助成金	—	—	—	—	—	—	—
交付補助金	317,837	—	—	—	—	—	317,837
配付寄付金（注1）	—	—	—	22,025	—	—	22,025
学術研究振興費	—	—	—	—	80	—	80
人件費	249	220	278	40	18	441	1,248
一般管理費	21	23	32	5	2	90	176
業務経費	188	210	288	41	17	—	746
施設設備費	0	0	0	0	0	1	3
厚生年金勘定へ繰入	—	—	—	—	—	—	—
雑支出（注1）	—	—	—	—	—	—	—
計	318,296	121,048	600	22,112	118	532	462,710

(注1) 貸付回収金・貸付金利息・受入寄付金・雑収入(補助金に係るもの)の収入金額が予算額に比して増加するときは、その増加する金額を限度としてそれぞれ借入金償還・借入金利息・配付寄付金・雑支出(補助金に係るもの)の支出に充てることができる。

(注2) 百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

別紙2

収支計画
令和元年度収支計画
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	勘定共通	合計
費用の部							
経常費用							
業務費	318,276	4,801	554	22,113	116	—	345,863
交付補助金	317,837	—	—	—	—	—	317,837
借入金利息	—	4,089	—	—	—	—	4,089
債券利息	—	229	—	—	—	—	229
配付寄附金	—	—	—	22,025	—	—	22,025
学術研究振興費	—	—	—	—	80	—	80
貸倒引当金繰入	—	51	—	—	—	—	51
業務経費	439	431	554	88	36	—	1,551
一般管理費	21	23	32	5	2	570	656
雑損	—	—	—	—	—	—	—
費用の部計	318,297	4,825	587	22,118	119	570	346,519
収益の部							
経常収益							
補助金等収益	317,937	—	—	—	—	5	317,942
貸付金利息	—	6,368	—	—	—	—	6,368
寄附金収益	—	—	—	22,025	80	—	22,105
財務収益	—	0	—	—	—	—	0
雑益	—	—	—	—	—	8	8
収益の部計	317,937	6,368	—	22,025	80	13	346,424
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 360	1,543	△ 587	△ 93	△ 39	△ 556	△ 95
法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—	—	0	0
当期総利益又は当期総損失(△)	△ 360	1,543	△ 587	△ 93	△ 39	△ 556	△ 95

(注)百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。

別紙3

資 金 計 画
令和元年度資金計画
日本私立学校振興・共済事業団(助成勘定)

(単位:百万円)

区分	補助事業	貸付事業	経営支援・情報提供事業	寄付金事業	学術研究振興基金・資金事業	勘定共通	合計
資金支出							
業務活動による支出	318,285	121,023	534	22,109	117	525	462,595
交付補助金支出	317,837	—	—	—	—	—	317,837
貸付による支出	—	62,700	—	—	—	—	62,700
長期借入金の返済による支出	—	45,594	—	—	—	—	45,594
借入金利息支出	—	4,068	—	—	—	—	4,068
私学振興債券の償還による支出	—	8,000	—	—	—	—	8,000
債券利息支出	—	231	—	—	—	—	231
寄付金の配付による支出	—	—	—	22,025	—	—	22,025
学術研究振興費の交付による支出	—	—	—	—	80	—	80
人件費支出	251	223	281	40	18	434	1,250
その他の業務支出	196	206	253	43	18	90	809
投資活動による支出	13	28	69	3	1	1	117
有形固定資産の取得による支出	0	0	0	0	0	1	3
無形固定資産の取得による支出	13	27	68	3	1	—	114
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	—
助成金の交付による支出	—	—	—	—	—	—	—
厚生年金勘定へ繰入れによる支出	—	—	—	—	—	—	—
計	318,298	121,051	603	22,112	119	526	462,712
翌年度への繰越金	△ 361	3,969	△ 603	19,107	5,772	△ 512	27,370
資金収入							
業務活動による収入	317,937	122,555	—	22,025	5	13	462,537
国庫補助金収入	317,937	—	—	—	—	5	317,942
貸付金の回収による収入	—	56,037	—	—	—	—	56,037
貸付金利息収入	—	6,318	—	—	—	—	6,318
長期借入による収入	—	60,200	—	—	—	—	60,200
寄付金の受入による収入	—	—	—	22,025	—	—	22,025
基金利息の受取額	—	—	—	—	5	—	5
その他の業務収入	—	—	—	—	—	8	8
利息の受取額	—	0	—	—	—	—	0
財務活動による収入	—	—	—	—	1	—	1
民間出えん金の受入による収入	—	—	—	—	1	—	1
政府出資金の受入による収入	—	—	—	—	—	—	—
計	317,937	122,555	—	22,025	6	13	462,538
前年度よりの繰越金	—	2,464	—	19,195	5,884	—	27,544

(注)百万円未満の端数を切り捨てているため、各欄積算と合計欄の数字が一致しないことがある。